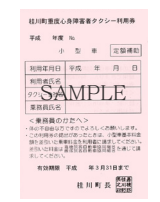


離乳食教室
**春の野菜を使った
離乳食教室**

町健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001

【日時】3月15日(木) 10時〜13時ごろ
【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」
【子どもの対象月齢】4〜12カ月(相談可)
【内容】○離乳食のお話 ○調理実習 ○試食
【持参物】○母子健康手帳 ○エプロン ○三角巾
○ベビー用スプーン ○おんぶひも ○筆記用具
【その他】参加費無料。3月13日(火)までに電話で
申込(定員10人)。託児あり。



**桂川町重度心身障害者タクシー利用券
利用券申請をお忘れなく**

町健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

【受付日時】4月2日(月)以降の役場開庁日時
【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」
【持参物】○身体障害者手帳(療育手帳) ○印鑑
【対象】平成29年度が非課税世帯で、次のいず
れかに該当する人
○視覚障害(1・2級) ○上肢障害(1級)
○下肢または体幹機能障害(1・2級)
○内部機能障害(1級) ○療育手帳(A)
※老人施設・身障等施設入所者は対象外



**桂川町人権擁護委員
任期更新のお知らせ**

町健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001

桂川町の人権擁護委員である島田つねよさん
(九郎丸)が3年間の任期を更新し、平成30年
1月1日から引き続き同職を務めることとな
り、法務大臣から委嘱を受けました。人権擁護
委員は、人権に関する悩み相談や、子どもたち
の命の大切さや思いやりを育む活動などをボラ
ンティアで行っており、桂川町では現在4人の
人権擁護委員が活動しています。



**平成30年度土地・家屋価格等縦覧帳簿
縦覧帳簿を公開します**

町税務課 税務係 ☎65・1076

縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家
屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を
納税している人が縦覧できる制度です。
※償却資産については縦覧できません。
【日時】4月2日(月)〜5月31日(木)の役場開庁日時
【場所】税務課 税務係
【縦覧できる人】固定資産税の納税者



**軽自動車等の登録・廃車手続
3月31日までに**

町税務課 税務係 ☎65・1076

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に
課税され、譲渡・廃棄(スクラップ)をしても、
廃車の手続をしないと毎年税金がかかります。
※なお、住所変更等の手続は15日以内に行
われなければならないことになっています。

【対象車種と手続先】

車種	手続先	問合せ先
原動機付自転車 (125cc以下)	桂川町役場税務課	☎65・1076
軽自動車	軽自動車検査協会	☎050・3816・1753
125ccを超え 250cc以下のバイク	全国軽自動車 協会連合会	☎82・1008
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局 福岡運輸支局	☎050・5540・2080

【税務課での廃車等に必要な書類】

- ナンバープレート ○標識交付証明書 ○印鑑 ○身分証明書
- ※盗難による廃車の場合は、警察署に盗難届を提出し、受付番号
を確認してください
- ※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金(150円)が必要です
- ※詳細については手続先にお問合せください。